

銚田市学校跡地利活用事業提案型一般公募に係る審査要領

1 評価方法

- (1) 提出書類等の評価は、本要領に基づいて行う。
- (2) 評価基準は、2のとおりとする。
- (3) 評価点は、評価項目ごとにA～Eの5段階に評価し、評価項目ごとの配点に下記に示す評価割合を乗じて得たものを点数とする。

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	普通	劣っている	非常に劣っている
評価割合	100%	80%	50%	20%	0%

- (4) 審査は一次審査及び二次審査の二段階とし、一次審査は書類審査、二次審査はヒアリング審査を実施する。
- (5) 一次審査において、事業提案に対する審査委員の評価点の平均（以下「評価点」という）が満点の1/2以上となる事業者は合格として二次審査を実施、1/2未満の事業者は不合格として二次審査を実施しない。
- (6) 二次審査において、事業提案に対する審査委員の評価点の平均（以下「評価点」という）が、最も高い提案者を優先事業者とする。ただし、最も高い評価点が満点の1/2未満であるときは、該当がなかったものとする。

2 評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業内容及び特色	事業内容及び特色が明確に示されているか	20
	市や地域に有益な事業となっているか (雇用・地域振興など)	20
	市の計画や本要項と関連性のある事業内容となっているか	20
事業スケジュール	事業開始1年目までのスケジュールが明確かつ適切に示されているか	10
管理運営方法	事業を実施する体制や管理方法は適切なものとなっており、施設や景観の維持は適切に行うよう明示されているか	30
地域に対する配慮	地域防災や地域活動に対する配慮や連携が示されているか	20
施設利用レイアウト	施設配置は実現性の高いものとなっているか	10
資金計画・経営能力	資金計画における事業費概算・資金調達計画は妥当であり、各年度の収支計画も現実的な金額か	30
	企業の財務状況や自己資本金等の経営能力が適切なものであり、事業の運営に支障がないか	30

譲渡希望評価	提案価格	10
合計		200